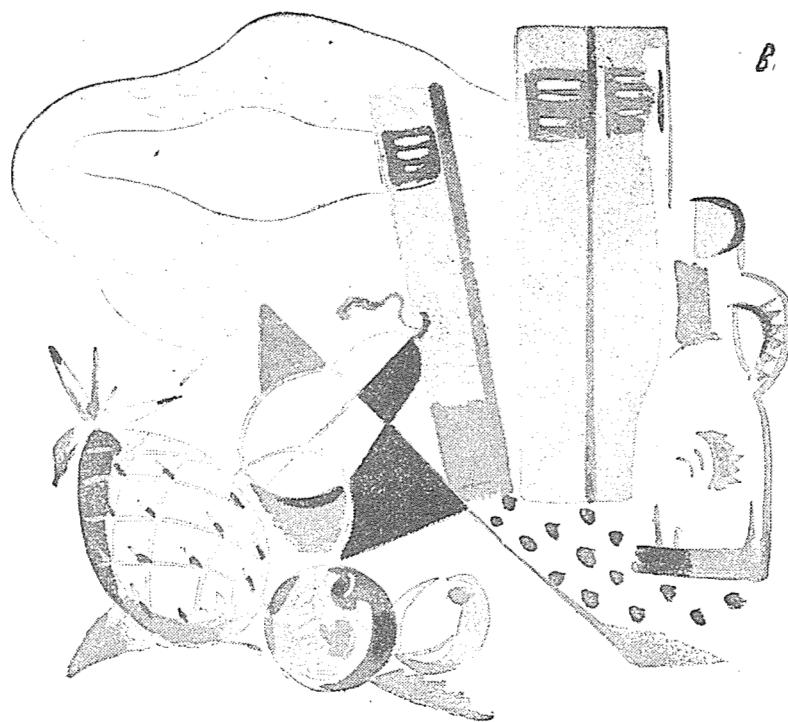


報學學大西關

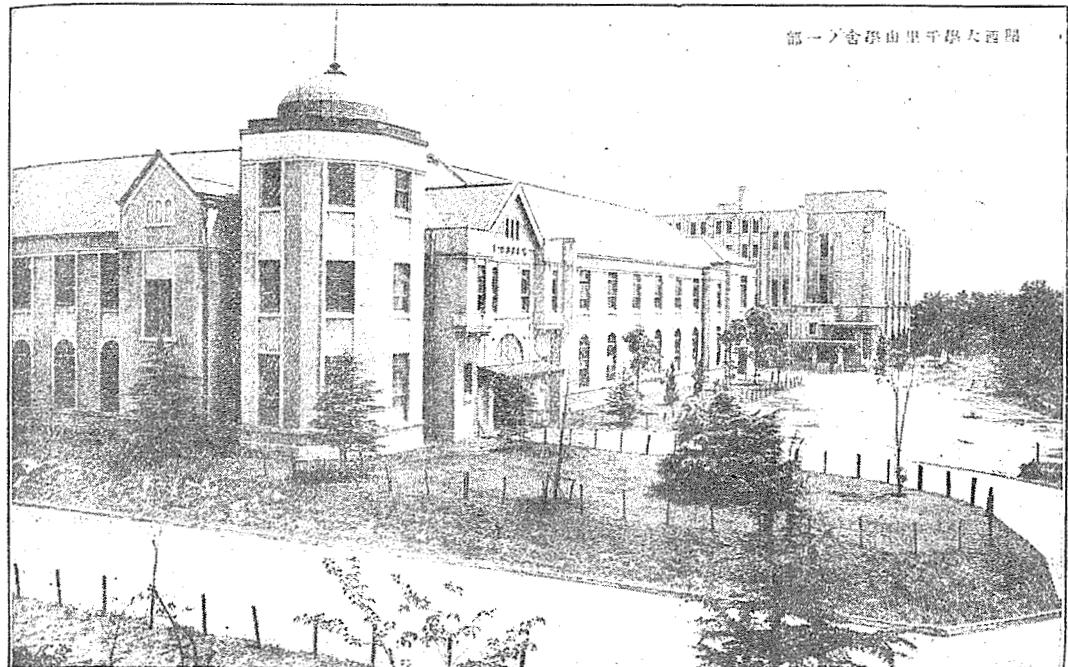
號三十七百第

月十年四十和昭



行發局報學學大西關

西關大學生學舍一ノ部

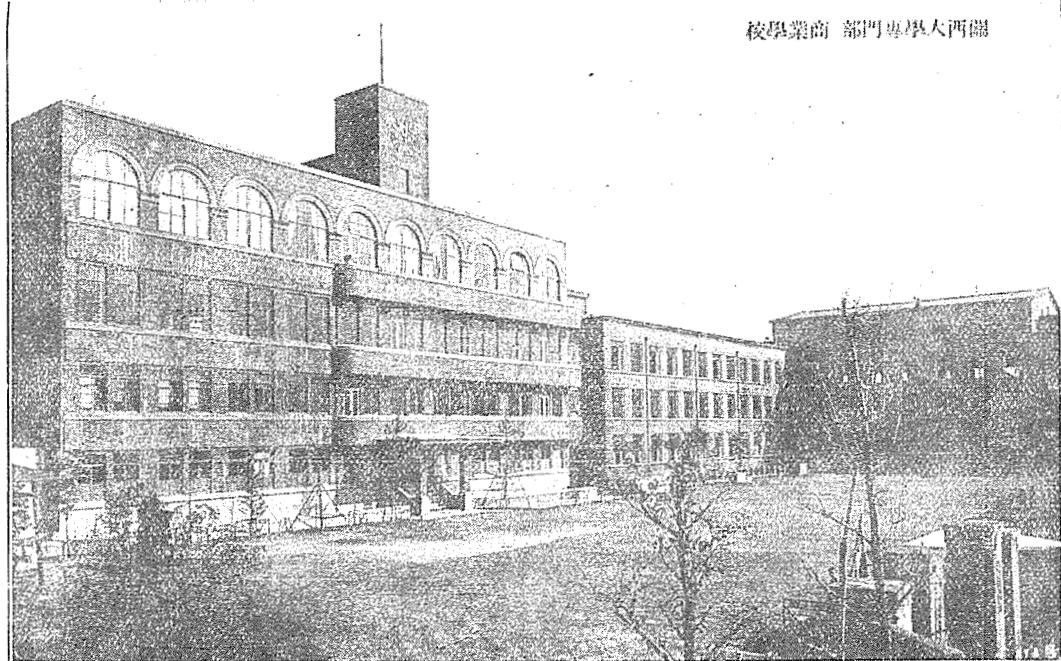


十
十
三
料
送
十
組
一
枚

ご希望の方には本学天六學舍に御申込下さり

愛校はがき

西關大學生學業商部門



軍人援護の勅語を拜戴して

學博士 神戸正雄

目次

軍人援護の勅語を拜戴して

神戸正雄(二)

満東の匂ひ 河村信一(三)

特許発明の先使用に依る
実施権に就て 角田好太郎(六)

軍人援護に關する勅語奉誦式 大學祭豫告
忠靈塔除幕式並に慰靈祭豫告 故竹慶吉

治氏慰靈祭

學内報 (一〇)

校友 (一一)

牡丹江支部結成 大連支部 新京支部 齊
々哈爾文部 六會會 消息

商業研究會 商業學門研究會 經友會 千
里山新聞部 基督教青年會 千里山馬術部

學生集報 (一五)

— 庭球部 — 籠球部 — 卓球部

學生を話る 江里口春志(八)

校友會費拂込者氏名(八) (一〇)

畏くも 陛下には昨、昭和十三年十月三日軍人援護に關する勅語を賜はつた。私は今年、其記念日をトして學内の教職員學生生徒一同を集め、此勅語を拜讀し、其に關聯して訓話を行ふた。茲に、此誌上を借りて其當時の訓話を要點を掲げて、重ねて諸貴の記憶を惹起しようと思ふ。

陛下には、我陸海軍人の忠誠勇武にして、明治以來屢々國難を克服したることを嘉尙もられ、特に今次の事變に於て將士が忠烈を勵み、能く戰果を挙げ、支那の要衝を押へ、國威を發揚したる功績をも嘉尙もられられたる。同時に此戰場に於て、戰病死傷したる者の少くないことを憫恤あらせられ、之につけても銃後にありて、此軍人の援護事業に十分力を効して、彼等をして後顧の憂なからしめ、且つ此勞苦に酬ふなければならぬといふ御恩召を仰出されて居る。

そして 陛下には、我國の臣民が銃後の護りを固めて將兵に後顧の憂なからしめつゝある現狀をも、深く嘉尙あらせられて居り、更に 陛下御親しく内帑を頒ち賜ふて軍人援護の貲とせられて居る。洵に將兵にとりては恐懼感激擴く能はざる所であらうし、我々銃後國民としても齊しく恐懼感激に堪へない處である。

此に於てお互は如何にすべきであらうか。お互は先づ以て 陛下の御恩召を體して、軍人諸士の勞苦に對して感謝しなければならぬ。更に戰歿將士の英靈に對しても感謝の意を表し、冥福を祈りつゝ默禱を獻げなければならぬ。

次ぎには出征將士を慰むる爲めに。時々、慰問狀を出し、又、慰問袋を贈ることを忘れてはならない。戰爭が永引くに伴ふて、間々、此事が怠り勝になりつゝありはせぬか、反省して見なければならぬ。

次ぎには出征軍人の家族にして困つて居る人々の就業、從業につき其々の援助を爲さなければならぬ。出征者の殘した農家などにて人手の足らぬ所は、銃後の人々が出来るだけ手傳ふてやるやうにしなければならない。學生生徒にても夏休冬休などにて郷里に歸りたるとき、餘暇を割いて此事業に當るのは望ましきことである。

次ぎには戦歿者の遺族の扶助であるが、此は恐らく主として政府にて其々施設するであらうが、お互に於ても規則を離れて、政府の手の届かぬ處に就きて、出来るだけの援助を爲し、世話をすることを心掛けたいものである。

次ぎには戰争にて重傷を負た、甚しきは半身不隨となりたる如き人に對しては、出来るだけ其人に相當した仕事を見付けてやり、其人が獨立自營して生活し得るやうにしてやらなければならぬ。此も政府は相當に施設するけれども、其の手の行届かぬ所をば、民間にても世話してやるやうにしなければならぬ。

更にも一つ、戰場から歸つた將士、無傷にて歸つた將士に對しては、其々の舊き職場にて平和の事業に從ひ得るやうに、一般に親切に世話をやうにしなければならない。

凡そ此等はいふを待たぬ事ではあるが、勅語を拜讀するについて、今更乍らに感ずる事柄であり、お互につい怠り勝になつて居る事であるから、今後とも一層に氣をつけて實行しようではありませんか。私は此機會に於て我學内及學外に亘る關係者諸士の注意を促すものである。

満東の句ひ

教授 河村信一

あらゆる物には句ひがある、絶えず物から發散する瓦斯體は其物に特有な句ひを帶びさせる。人にも土地にも順つて國にも特有の句ひがある。米屋には米屋の句ひがあり、魚屋には魚屋の句ひがある。獨逸にも獨逸の句ひがあれば、日本にも日本の句ひがある。満洲にも勿論満洲へ行かなくては句へぬ一種の特異がある。文書に寫眞に大體の模様はわかるが此の句ひだけはどうしても直接其人に觸れ物に接し其國へ行かなくてはわからない。今夏満洲の東隅へ行つて親しくいろいろの句ひをかいだ來たから、茲に其一端を御傳へしようと思ふ。然し句は元來文を筆で書き表はす事は出來ないものであるから、ほんの手引に留まるのは止むを得ない。

我等「勵勞報國際」は先づ内原の訓練所へ入所せしめられた。宿舎の不潔、規則の嚴格の外粗食には参らされたが、麥飯、豆、芋等の献立も榮養研究部の調査によれば毎食何百カロリーは有るから相當の運動勞作をしても榮養の不足と云ふ事は無い筈になつてゐる。然し馴れないせいか、まづかつた。唯おやつのマントーはうまかつた。一仕事終つて、今日のおやつは何であらうと話しながら四時頃宿舎へ歸つた時、大箱の内から洩れてくるマントーの句ひはなつかしかつた——落雁等の時もあつたが、それ等よりうれしかつた。内原唯一の愉快な追想はマント

ーの句ひであつた。満洲へ行つてからは本場のマントーは食ふ機會が無かつたが——無い事は無かつたのであるが、満洲蠅のたかつたマントーには手が出なかつた。目黒のイワシだと笑はれるかも知れぬがマントーは内原に限る。そこで本篇の標題をマントーの句ひとつけた、之を本字に書いて満東の句ひとする、満洲東部の句ひの意味である。

一、○○部隊土の句ひ

内原から東京新潟羅津を經て満洲帝國牡丹江省牡丹江市へ着いたのは七月二十四日の午後五時。(茲までは佳木斯方面隊と同一行動——前號河村完教授の記事参照)我々の小隊だけは離れてトラックで○○部隊へ向ふ事になつた。他の隊は東寧や佳木斯や撲は遠く昂々溪、黒河などへ行くのに取り残されたと云はうか、一寸寂しい感じがしたが、命令とあればどうにもならぬ。トラック

にリュックサックを積んで其の隙間に乗り込んで宿舎へ急いだ。荒涼たる草原帶の間に通じてゐる一本の道路は凹凸が甚しいのでトラックの動搖は物すごい。之が満洲だなと先年南嶺行のトラックを思ひ出して、満洲始めての連中に些か自慢する。

○○部隊の作業は主として○○○○であったが、其他に幾日かは道路の修繕もやつた。雨が降ると道路は一面の泥濘となる。其處へトラックは遠慮なしに通るから泥の中に幾つもの深い溝が出来る、天氣になると其儘で硬まつてしまふので、之を平らにするのには、ちつとやそつとでは駄目である。十字鎌を振り上げて勢よく大地をたゝきつける、一度では一寸ひどが入るだけだ、も一度打ち込むと、やつと土が剥げる。一人が長く続けるわけには行かぬから、何回かやると他の人と交換する。他の連中は圓匙で其土くれを四所へ持つて行つて埋める。作業最中にトラックが来て、埋めたばかりの處を通りながら有難うと禮を云はれたには恐縮して「どう致しまして」とも云へず、舉手の禮で返禮したのがやつとであつた位嬉しかつた。

一日の労働を終えて、平らになつた數町の道路を見ると、土の色は黒ずんで我らの努力をことほいで異れる様だ。そして其處から風に運ばれる新らしい土の匂ひは今迄の乾き切つた埃の中には野薙の乾いのもの飢へ死の鼠の骸骨の缺けらも混つてゐるであらう——の匂ひととは違つて、新生の喜びがこもつてゐる。我等の小さな腕の力が満洲の大地に働いて古きを新らしきに、荒れたるを調つたのに換へたのだと思ふと、誇らしさが折からの夕陽に照らされた頬にあふれて口角の顔が一層紅潮する。

二、龍爪移民村の句ひ

内原訓練所で所長加藤完治氏は満洲移民の必要性を説いて數時間に及んだ。そんなものかと感心した一同は、渡溝したら我らも聖鉄を入れて開墾の一助を爲し、利鎌を振つて廣漠たる原野に飼料刈入の助手となるのであらうと思つてゐたところ、全く違ふ方面の仕事をする事となり、折角聞いた加藤氏の話が持ち

になつてしまつた。殘念至極なので日曜の休日を割いて

移民村の一つを見学に行つた。村は龍爪村と云つて

牡丹江から北の方汽車で約三時間の處、三江省に屬して居る。昔なら匪賊の匂ひがしたであらうが、今は全

部木を切つてしまつて禿山となつてゐる小山を兩側にひかへ、其間を汽車は走つてゆく。満洲と云つても此の邊は山の多い處で何だか満洲と云ふ氣分の出にくい場所である。山のあるのは土地に濕りのある事になり順つて農作に便と云ふ譯であらうが、これ迄農業移民の多くは此の邊からかけて尙北の方佳木斯に向つて幾つの村を作つて居る。龍爪の停車場を下りて昨日の雨で悪くなつたかるみの道を移民開拓團の事務所へゆく。本村は第六次の移民村で團長は和田章藏氏である。事務所は新しいので新たに廣い「デーション」造平家の建築を始め丁度落成したので、今日移転する筈になつてゐたが昨日の雨で道が悪いので延期したとの事であつたが、其新築の新事務所に我々が最初に迎へられる事となつた。木の香の強い、そして掃き清められた板間に泥靴のまゝでは上る氣には成れないから靴をぬいで上り其がランドウの板間に座り込んで團長の話を聞いた。仲々の熱心家で實際家で又研究家であるそして考案をドシ～實行に移すだけの實行力を有して居る人である。其の「建設要覽」と云ふプリントの中から要項を抄記して同團の面影を察してもらふ事にする。

一、團組織

幹部——團長、農事警備及畜産各指導員、醫師
本部——總務部、庶務、會計、戶籍、土地、教育、衛生、文書

B、建設部——建築及土木

C、共同組合

信用——資金貸付及貯金
購買——營農必要品、生活必需品

販賣——組合員生産物、加工品
利用——土地、設備、倉庫、加工作業設備
運搬設備、其他

團員 二八〇（家族四二〇、部落二四）

二、第六次龍爪開拓團建設要旨

團領——吾等ハ祖國ノ鴻恩ニ感謝シ 天皇陛下ノ大御心ニ歸依シ以テ國策移民ノ大使命ヲ完フスルニアリ

吾等ノ使命——一、吾等ハ義勇奉公ヲ旨トシ此ノ地ニ理想郷ヲ建設シ以テ子孫永遠ノ樂土ヲ拓クヘキ使命アリ 二、吾第ハ常ニ東洋五族ノ範トナリ 其ノ指導者タルヘキ使命アリ

本團建設上ニ於ケル團員ノ自覺——一、本團ノ進展ニ當リテハ幾多ノ障害アルモ 沈着自重常ニ一致團結シ

以テ之ヲ退クヘシ 二、本團ハ自給自足ヲ旨トシ有畜營農產加工等ニ重キヲ置キ質素ヲ守リ團長ヲ中心ニ建全ナル進展ヲナサムカタメ共同生活ヲ實行スヘシ

三、本團ハ東北滿移民地ノ門戸ニアレバ 本團ノ進展團員ノ行動如何ハ直ニ移民事業ニ影響スルコト大ナレバ特ニ此ノ點ニ留意スヘシ

右の自覺の處で○を附けたのは僕のしわざである。

三、管煙所戒煙所の匂ひ

阿片と支那人とは離るべからざるものである。十年羽を有し、又蜜蜂も試育して居る。又共同生活に關しても勞力互助の強化、収益分配の公平を期し平和境を作つて居る。又病院及學校の設備も移民村に不似合な煙瓦造で完備したもの有し、小ぢんまりした彌榮神ば苦痛甚しい煙者は特に巡察から許されて一日何分迄

社も奉祀されてゐる。一昨年先遣隊が開拓を始めたが

本隊の到着は昨年である。而して團員出身の縣に從つて岡山、山口、鳥取、島根、和歌山、山形、浪花、兵庫、京都、滋賀の各分村を作り各村は約三〇人弱の團員と四〇人弱の家族がある。團員に比して家族の多いのは妻帶者の少くない爲めであるが。尙未婚者には可成花嫁を迎へる事を勧め、其の準備として一種の花嫁學校式の教育も行つて居る。

作物としては小麥、大麥、裸麥、燕麥、大豆、小豆、菜豆、綠豆、粟、包米、高粱、壽麥、黍、胡麻、煙草、大麻、亞麻、甜菜、馬鈴薯、蔬菜、ルーサン等を作り又水田開發も年々増加の傾向にある。尙本村に於ける特色の一として自給自足を忘れては成らぬ、即ち他の某村の如くクリーを使つて小作を爲さしめる事は絶対に之を排して居る、某村に於て其の爲めに生しつゝある或る端に就て本村は嚴に警戒して居るのである。

龍爪の如く派出した幾つもの丘の上や山腹には、あちらに三軒、こちらに四軒と分村の農家が見える、其處には和平を樂しむ農民が愉快に毎日を暮して居るのである。かくて團長、幹部の熱心なる指導に依て村は躍進又躍進の姿が見える。野の匂ひも繁榮を語るが様である。かくて満洲移民は一步々々其力強き足跡を作つて居ると云ふべきである。

は管煙所で購買し同所で吸ふ事が出来る様になつて居る。全滿に吸者五十萬と云はれて、牡丹江省だけでも三萬人、牡丹江市では六千人其内に内地人六百人朝鮮人四百人居ると衛生隊本部の係員は云つてゐたが、實際の數は不明である。即ち密煙者があるからである。同隊の醫學校教官の案内で阿片精製所を始め管煙所を見學したが、精製所は小工場と云つてもいゝものであるが監督者の目をぬすんで職工が阿片を溢む事もあるなどと聞くと、其半固體黒色の阿片の練合、切斷、紙包等の操作を薄暗い室の中でやつてゐる少女工の顔が何となく無氣味なものになつてしまふ、まして其阿片の一種の毒々しい色合と臭氣は氣味の悪いものである。

更に管煙所へ行つて老青男女の水膨れした様な顔をしたのが寝ころんで小さなアルコールランプの炎の上に長煙筒のさきをかざしながら半眠半醒の状態なのを見たのは、あゝ亡國と歎聲を放たざるを得ない。ランプの臭、支那人の臭、阿片の臭、何やかやが一緒になつてすつぱい様な、あまい様な、濕つた様な一種異様の臭がするこうなると匂ひの字より臭の字の方が適當であらう。これこそグロの極と云ふべきである。然も阿片を毎日吸はすには居られない之れ等の人間の内に内地人の存在は何と云づてよいであらうか。市の端の方に戒煙所がある。此處は吸煙の害を覺へた者が之を治す爲めに入院する病院である。費用は無料であるが引受人を要する。定員は八〇人である。吸煙量を漸減して遂に吸煙の修慣を去らしめる方法を探つて居るが、其間に相當の苦痛と之に對する克己と又投藥を要する譯である。中には途中で辛抱出來ず逃亡するものもあると云ふ事である。病室は重症輕症等に分けて

居るが、殆ど全治したものは拭除、木工、洗濯或は花壇等の用事をして居て彼等は常人と變らない。唯一一般人中毒者の罹る腎臓病の爲めにやゝ浮腫して居るだけであるが、重症又は輕症でも恢復期に到らないものはボカソとして病室の壁の上に立つたり座つたりして居る。小さな窓から這入るうす明りの下で水ぶくれの青白い顔を見ては、まさか廣東の五百羅漢を見た時と同じ氣分では居られ無い。しかも其室からは支那人の特臭であらうか、煙者の異臭であらうか、パンと来るのであるから並大抵の心臓でも止まりそうで永くは見学しては居られ無い、氣の毒な人達よと、口には出さないが心で思つて、彼等にも幸福なる日の一日も早からん事を祈つて門を出た。

四、師道學校の匂ひ

溝洲の教育施設として小學校は牡丹江省だけでも百校に及んで居る。而して其教員養成の目的で本校が設置されて居る。即ち内地の師範學校である、一日同校を參觀に行つたが體の爲め生徒は居なかつたが數名の教員が居られたので種々の談話をして半日を暮した。今同校の一覽を基として其の現況を記して見る。校名は牡丹江省立牡丹江師道學校と云ひ、所在地は草原の眞中であるが将来の市街地であるので牡丹江市第二新市街春光路東聖林街と云ふ。民國三年に延吉道立第一中學校として創立されたが度々の變遷の後康德二年改築並校舎と改め同六年現稱となつた。教授方針としては建國之由來及建國精神並宣詔の緣由を明らかにし民族協和及日滿一德一心之精神を體し忠君愛國孝悌仁愛の至情を涵養し實踐躬行之精神を鍛錬し教師の禮を培養するとしている。此の内の民族協和、日滿

一心は溝洲に於て最も留意すべき事であるのは云ふ迄も無い事である。御面會下さった日本人の先生方も此點に就て熱心に強調せられて居たから將來に於ても安心して良からう。現在、初中三年級、特修一二年級、本科一二年級となつてゐて別に附設臨時教員養成所がある、初中や特修は舊制引きの爲めに存在するので甚復雜になつてゐる。生徒の中半數以上は通學で餘は牡丹江市の寄宿に居る。通學生は汽車で一時間も乗つて来るものもあるが夫れ以上の距離の家のあるものは寄宿するのである。年齢は一四歳乃至二五歳で最も多いのは一六歳である。又面白いのは既婚者が全數の六分一程ある事で實際はもつとあるらしいとの事である。一九歲か二〇歳以上のものは全部既婚してゐるらしい。之も國情の點から止むを得ないのである。教室を見せてもらつたが休みなので締め切つてあつて、蒸し暑い空氣の匂ひがしたが、若し學校が始まつてゐらどんな匂がするであらう。机と椅子がズーッと行儀よく並んでるが椅子の上には小さな座蒲團の置いてあるものもある。中に赤い模様のがあつたので不審に思つて先生に聞いたたら、女も來てると答へられた。即男女共學である。まさか夫婦もので來るのでは無いでせうなと云へば、先生は笑つてまさかと云はれた。

五、牡丹江市街の匂ひ

牡丹江市は今でこそ人口十萬を突破し尙將來に向つて大發展をなさんとする氣運を示してゐるが、數年前迄は全く僻険の一村であつたのである、「躍進牡丹江」と其周邊」は云ふ『擴かり行く我が牡丹江市もその沿革は極めて最近の事に屬し今を距る約三十數年前帝制露西亞の餘力は東方侵略を企圖、當時傳統的な以夷制

夷政策も漸くその勢威を失墜、大濤に驕り居るゝが如き支那帝國の間隙に乗じて、これを感喝露清密約となり、こゝにその鉛錠を現はして哈爾賓を中心とする東清鐵道の敷設となり、東三省を縦横に疾駆する鐵路の敷設に着手、爾來萬難を排して銳意建設經營、黑龍、吉林の二省を貫き、露所亞唯一の物資吞吐口たる浦鹽港に通ずる哈爾賓、ボクランニチャナ用の工事の完成開通を見たのが、實に西紀一九〇三年六月であつた。牡丹江站もこの線の建設と同時に中間の小站として數に入つた。露西亞鐵道建設當局の活眼よく今日の大都市顯現を見透してこゝを選定、地相を卜したとも思はれない、當時この附近一帯は鬱蒼たる處女山野で、殊に密林地帶は建設用木材を採集するに至便の地たるを失はなかつた關係を見るべきであらう。

満洲事變當時（昭和六年）には満人三二〇〇人鮮人三〇〇人、邦人は一人といふ變々たるものであつたのが、昨昭和十三年八月には満人約五萬人邦人約一萬二千人鮮人一萬六千人計七萬八千餘人となり、本年は十萬を超えて居るであらう。其發展振の著しい事は之でも察する事が出来るのである。停車場前には大平街の大道路があり其兩側には各種の會社銀行百貨店等の洋式建築が軒を連ねて居る、一つ裏の町は銀座街で茲には日本式の商店が軒を並べて百貨の品物を賣つて居る。其他の縱横の諸街には商店あり料亭あり、すき間無しに立ち続いたる家並は牡丹江市の盛況を如實に物語つて居る。激渾たる新興の市と云ふことが何處へ行つても見られる。埃も少く、支那式の匂ひも少く、寧ろ日本式の匂ひが通る人——大部分は日本人である——から洩れて來るのである。更に四方に向つて新市街の擴張が計畫せられ、省公署、市公署、師道學校、

警察署等は、其れ等の新市街——今はまだ草茫茫たる野であるが——に建てられて居る、將來否建築材料たる煉瓦の製造を解決する石炭鉄道緩和策が成立すれば直ちに市街が出来る事は疑無いのである。而して石炭缺乏の對策も我々滬在中に商公會專務の西氏——校友——等の盡力に依て有利なる成功に導かれたから來年になつたら見違へる様な新市街が出来る事であらう。南の方舊鐵道線路の附近から更に南にかけて満人街がある。こゝは何處も同じ満人街で、マンドーもあるが、それどころか豚の丸煮やら菲蔵の臭や、何とも云へぬ體臭と、雜多の臭が混じて居る上に、道路には埃が又しても舞ひ上るので、何とも云へぬ臭ひがする。着飾つた嫁入行列も嬌々たる滿洲姑娘も異様な移り香には思はず顔をそむけざるを得ない然し此の臭が満人の生命である。此の臭が無くなつたら満人としての存在を失ふのでは無からうか。順に満人と握手し相提攜して興亞の大業を成し遂げる爲めに渡満した青年は此の臭の中に同化して始めて目的を達せられるのでは無からうか。かくて蠅だらけのマントーでも、毒々しい色の油揚げも食べる様に成るのであらう。之は一月や二月では駄目である。しつかり腰を据へてからなければならないのである。

六、綏芬河國境の匂ひ

舊の東清鐵道が浦鹽に向ふ途中、滿洲國最終の驛はボクランニチャナである。今は綏芬河と成つて、こゝまでが滿鐵並の四呎八吋半ゲージである。

國境見學の必要性は云ふ迄も無い事である。我々一行は此處に駐營して居る〇〇部隊の案内によれば、國境

から〇〇米に在る〇〇山に登つて遙かにソ領クロデューヴの町を見、其間の谷間や峯頂に双眼鏡のレンズを向けた。暑いので上衣をぬぎかけたら索内の將校は白いシャツを見せる。向ふの監視兵の目につき易いからぬがないでくれと云ふ。そして成るべく草の上に跪座して居てくれ、之も目につく事を少くする爲めであると云ふ。何となく緊張の色が各人の顔に顯れる。飛行機も見えず、大砲の音も聞えず、鳥も鳴かず、唯虫の音がある。こゝは何處やらから、かすかに聞える外には、萬籟寂寥が何處やらから、かすかに聞える外には、萬籟寂寥として全く靜の態と云ふべき此の境域は、中々どうして一觸即發とも云ふべき不安定の狀態に在るのであるまさに嵐の前の静けさとも云ふべきものである。ノモンハンに昂々溪に内原出發前の新聞には不氣味な通信が載つてゐた。其後さつぱり新聞を見ないので、どんなニュースがあつたのか分らぬが、此の國境地は昨夜迄煙火管制であつたとの事は、如何なる理由であらうか。聞いても人は答へず山は語らず、徒らに夕暮の風がレゾンの中にはトランクが走つてゐる。其横には疊りが、千草の上を渡つて草の香を傳へるだけである。フト見れば遙かに砂煙が立つてゐる。〇〇米の先ではあるが、千草の上を渡つて草の香を傳へるだけである。兵舎ながらの夕日があつて光つてゐるもののが見える。兵舎だと教へてくれた。話も盡き聞くべき事も無くなつたが、一同は許可さへあらば茲に一夜を明して歩哨の勤務をしてもよい否したいと云ふ意氣込みで去るに忍びざるものがあつた。然し永居すると敵の注意をひく事が多からうから歸るとしようと云ふ將校の言に、それではと名残惜しげに、又しても後を見ながら退去すると、微風は、あとから國境に咲く桔梗野菊の優しひ匂ひを送つてくれた。

特許發明の先使用に依る實施權に就て

校 友 角 好 太 郎

特許發明の先使用に依る實施權については之れ迄多
年特許事務に從事中屢々疑義を生じたので、茲に此の
問題に關する文献を漁り、思索を重ねて多少見解を整
理したいとする試みが、本稿に譲せられたる私の課題
である。本稿に於ては便宜上此處に謂ふ實施權を以下
「先使用權」なる稱呼を以て表示したいと思ふ。

一、先使用權の意義

我國特許法第參拾七條には「特許出願ノ際、現ニ善
意ニ帝國內ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業
設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發
明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス」と規定する。これ獨逸
特許法が其第七條第一項に於て特許出願の際國內に於
て發明を實施又は實施の爲必要なる設備を爲したる
者は其の特許發明に付自己の營業の必要な範圍内に於
て自己又は他人の工場に於て其發明を實施する權利を
有すと規定するとの旨同一趣旨に基くものである。

凡そ特許制度は其の發達の過程に於て、發明者の個人的
利益を保護することに第一義を認めたものである
ことは明白であるが然し特許權は所謂文化的權利の代表的な
ものであり、從つて社會公共の利益の爲には其
權利の効果が或る程度に於て制限せらるべきを要するもの
なることも亦争はれないことである。

右の條文に規定せらるゝ先使用權の制度は言ふ迄も

なく社會公共の利益の爲にする斯の如き特許權の效果

の制限に關するものである。即ち其れは特許權を附與せられたる者即ち特許權者の特許出願以前に或る發明が既に其の發明者に依るか、又は初公表者に依る實施若は事業設備の存在することに因りて或る程度の產業的價値を創造し或は早期に產業的價値を創造し得る状況にある場合には一般的利益の爲にはかかる產業的價値は特許權者の排他的主張により攬亂せらるべきものでなく、其の發明の從來の利用者又は事業設備の所持者を其利用の範圍に於て特許權の效果より除外することに關する制限である。

二、先使用權の根據

先使用權の制度を認むることの立法的根據に關して
學說は一致してゐない。其の主なるものに所謂教示不
要説、發明者保護説、占有者保護説等がある。今之を
簡略に説明すると

教示不要説は「發明者は國民の教師である」との根本思想から出發する。即ち特許權は新しい發明を以て社會人を教示啓發したる人に對して其の報酬として與へられるものであるが故に、既にかゝる發明に付て知悉し何等教示啓發せられることを要しない者に對しては特許權は其の效果を及ぼし得ないと爲すのである。

占有者保護説は發明の占有は利用の觀念を包含する
と云ふことを要求しない立法と調和しないことを言ふ迄もない。

占有者保護説は發明の占有は利用の觀念を包含する
と云ふことを要求しない立法と調和しないことを言ふ迄もない。

に依る發明を規定する立法の趣旨を説明し得ない。蓋し發明について教示啓發せられることを要しない者は即ち先使用者たり得るとする時は、發明について識る者は其れを實施するを要しないのみならず、又假令竊取に依て發明を占有したる者と雖も先使用者たるを得ることとなるからである。

發明者保護説は其の主張を以て發明者主義を採らずして、出願者主義を探る特許制度の下に於ける當然の歸結であるとする。即ち何人が眞の發明者なるかを確知する事の困難を避け、及發明者をしてなるべく速かに其の發明を公表實施せしむる爲に最先の出願者に特許する出願者主義を探る必要ありとしても、其の事の爲に最先發明者の自己の發明に対する謂はゞ自然的な絶對權が無視せらるべきものではなく、發明者の持つ固有的權利は特許權者の持つ最先發明ならざる又は傳來的の權利に依つて決して其の存續を害せらるべきものではないとする。

の效果を排撃する主張を爲す権利を認める制度である。然るに特許権の效果制限の制度は言ふ迄もなく發明についての個人的要件に對抗する一般的利益を認むることに立脚する。即ち先使用権を認むる趣旨は、其の發明の從來の實施に依つて一般産業界の取得したる既存の社會的利益を保護することにある。元來特許権を認むる目的は國民經濟の爲に或る發明の經濟的價値を出来る限り發揮せしむることに在るが故に此の事は其の發明が既に創つて居る經濟的價値を撹亂することに依つては固より達せられることを得ないのである。之れ先使用権を認むることの根據である。

三、先使用権取得の要件

先使用権取得の要件は既に前記の條文に示す如く

(イ)特許出願の際現に (ロ) 善意に (ハ) 帝國內に於て (ニ) 其の發明實施の事業を爲し又は事業設備を有することである。

次に右の各項の要件につきて考察する。

(イ)特許出願の際現に行はれること。

先使用権取得の第一の要件は發明實施の事業又は事業設備の所有が特出願の際現に行はれ居ることである。

特許出願の際現に行はれ居るとは其れが既に特許出願以前から行はれて居る事必要とするものであり特許出願と同時に又は特許出願後直ちに行はれる事業の實施又は設備の創設或は取得を以てしては先使用権取得の要件を充し得ない。其の事は先使用権を認める制度本來の目的が發明の利用に因る經濟的價値を重視する見地に立脚することから明かなることである。然しかる發明實施の事業は必ずしも特許出願の際現に行ふる發明實施の事業は必ずしも特許出願の際現に行ふる發明の種類に依つては其の發明の實證が季節、一時的流行等に依つて支配せられる貨物の製造に関する場合には、特許出願の時には其の實施が偶々中止せられて居ることが在り得るが最も終的に發明の實施を廢止した事實の存しないことを以て足るのである。事業設備の所有に關しては、特許出願の時に其れが其の發明の現實の利用との關係に於て既に完成して存在するのみならず、出願後にも及んで其の設備が其の發明の現實の利用と結合せられて居る事實の認められることを必要とする。特許出願の時に或る意味に於て從來通り設備は存在するも、其れに依る繼續的な發明實施の意思が認められない時には先使用権は發生することを得ない。其の設備と豫期せらるる發明の利用との間に兩者が單一的企業として現はれるが如き特許出願當時に於ける時間的關係の存在することが事業設備の所有に因る先使用権取得の要件である。

(ロ) 善意に發明實施の事業を爲し又は發明實施の事業設備を有すること。

先使用権取得の第二の要件は善意に發明實施の事業を爲し又は發明實施の事業設備を有することである。

茲に善意にとは其れを實施し又は其れを實施する爲の發明の占有が直接又は間接に現在特許権者である者の意思に反して行はれたものでないことを言ふ。先使用権者の發明の占有は、現在の特許権者から直接又は間接に傳來するものであることあり、又所謂二重發明の場合に於ては全くの創造に出で或は現在の特許権者に非ざる第三者から傳來するものなることがあるが、茲に言ふ善意又は惡意の問題は、現在の特許権者との關係

はれつゝあることを必要としない。發明の種類に依つて其の實證が季節、一時的流行等に依つて支配せられて居る貨物の製造に関する場合には、特許出願の時には其の實施が偶々中止せられて居ることが在り得るが最も終的に發明の實施を廢止した事實の存しないことを以て足るのである。事業設備の所有に關しては、特許出願の時に其れが其の發明の現實の利用との關係に於て既に完成して存在するのみならず、出願後にも及んで其の設備が其の發明の現實の利用と結合せられて居る事實の認められることを必要とする。特許出願の時に或る意味に於て從來通り設備は存在するも、其れに依る繼續的な發明實施の意思が認められない時には先使用権は發生することを得ない。其の設備と豫期せらるる發明の利用との間に兩者が單一的企業として現はれるが如き特許出願當時に於ける時間的關係の存在することが事業設備の所有に因る先使用権取得の要件である。

及第三者との關係に於て考ふることを得るものである而して此の問題に關しては次の三通の見解が與へられる。

其の一は、先使用権の取得の爲には現在の特許権者及第三者との何れとの關係に於ても右に言ふ意味の善意であることを要しないと爲すものであり、其れは明かに發明の實施が一般産業に貢献することを保護せんとする一般的見地を徹底せしむる見解であるが、我國特許法の如く特に明文を以て善意を要件とする立法の下に於ては到底行はれ得ない見解である。

其の二是、先使用権の取得の爲には現在の特許権者及第三者との孰れとの關係に於ても、右に言ふ意味の善意であるを要すと爲すものであり、其れは何人からするを問はず其の者の意思に反して發明を占有したる者は先使用権者たり得ないとなすのであるが、かゝる見解は發明を他人から竊取したるものと雖も、被害者の訴へべき限り完全なる特許権者として保護せられ得るとする制度(特許法第十一條參照)との關係に於て支持せられ得ない見解である。

其の三是、先使用権の取得の爲には現在の特許権者との關係に於ては善意であるを要するが第三者との關係に於ては其れを要しないと爲すものである。恐らく此の見解を以て妥當とする。蓋し法は先使用権取得の要件として發明の占有取得の善意を要求するものであり、而して先使用権は特許権者の特許権の主張との關係に於てのみ概念せられ得るものなるが故に、特許権者以外の第三者との關係に於ける先使用権取得要件に關する占有の瑕疵なるものは考へられ得ないからである。第三者との關係に於ける發明の占有取得の瑕疵は

先使用権の問題とは別個の問題として解決せらるべきものである。若し其の解決によつて第三者が発明使用の繼續を認めないとすれば、茲に言ふ先使用権の問題は生じ得ない。又若し第三者が其の解決によつて發明使用の繼續を認め、或は先使用者の占有取得行為を開題にしない時は、特許権者との關係に於ては茲に言ふ善意の占有として先使用権を主張し得る。

若し先使用者の發明の占有取得が特許権者との關係に於て悪意に行はれた時には先使用権は發生し得ない之法が善意を要求するからである。

(ハ) 發明實施の事業又は事業設備の所有が帝國內に於て行はれること。

先使用権取得の第三の要件は發明實施の事業又は事業設備の所有が帝國內に於て行はれることである。帝國外に於てかゝる事業を爲し又はかかる設備を有する者は先使用権を主張し得ない。蓋し先使用権の制度を認める主旨は帝國内に於ける産業の發達を保護することにあるからである。

(ニ) 其の發明實施の事業を爲し又は事業設備を有すること。

先使用権取得の第四の要件は其の發明實施の事業を爲し、又は事業設備を有することである。

A. 先使用権を取得する爲には其の發明實施の事業を秘密に行はれることを要する。發明實施の事業の公然性に就て一部には特に其のが秘密に行はれることを要するとする見解がある。其の根據は特許出願前公然其の發明を使用する者あるときは其の發明は新規性を失ひ、特許権の設定せられるに由なく從つて先使用権の問題を生じ得ないとすること

にある。然し特許局官吏の過失によりかゝる場合にも特許権は設定せらるべきことがあり、而も先使用者は却つて沈黙を守り、特許無効の審判を請求しないことが在り得る。

從つてかゝる根據に依る事業實施の公然性の否認は當らない。先使用権の制度を認むる立法的根據から見ても、先使用権取得の要件として事業實施の秘密性を要求する見解は根據薄弱である。我特許法には此の點に関する明かなる規定はないが、立法の趣旨からする所も此の點の公然性を否認するものでないことは明かである。

先使用権取得の要件としての發明の實施は必ずしも職業的のものたるを要しない。家内的のものをも包含する。蓋し先使用権は特許権の効果の制限に關するものであり、而して我特許法にあつては特許権の効果は家内の發明使用の行爲にも及ぶからである。

B. 先使用権取得は發明實施の事業を爲す外に、發明實施の事業設備を有することによつても發生する。

發明實施の事業設備を有するとは、當該設備が其設備本來の使用態様上其發明を實施することに適合し、及其の發明を即刻使用せんとする意思を認識せしむるに足る設備のあることを謂ふ。如何なる場合に或る設備が發明の實施に適合し、且即刻使用の意思を認識せしむるに足ると言ひ得るかは各個の場合に於ける具體的問題として決せられるの外はない。必要な機械及原料等が準備せられ、事業の計畫が確立せられて居る

間に、唯一人の親の仆報を受取り、最後の一滴の水きへ手向けることが出来なかつたといふことである。同君は其病床にある間に「火線を征く」といふ一書を著はした。近頃私は同君より一本を寄贈され、早速に之を讀んで、先づ其文章の巧に感心した。形も整つて居るし、特に魂が這入つて居り、読みかけたら、最後まで読みつけずには居れない。之によりて戰場に於ける我將士の強い心の半面に潜む優しい氣持も判るし、日本軍が何故に戦に強いかの理由

山口季信君の

「火線を征く」を讀む

學長 神戸正雄

山口季信君は關西大學専門部法科三年に在學中、昭和十二年七月二十七日に應召、松江の聯隊に入隊し、北、中支に轉戦し、台兒莊の戰に於て重傷を負ひ、今は半身不隨となり、健氣にも文筆を以て世に再生すべく活躍しつゝある青年愛國文士である。

それだけ聞いただけでも同情しなければならぬのに同君の過去の経験にも、涙なくしては聞いて居られないほどのものがある。同君は山陰糸村の貧農の家に生れ、母の腹の中に父に死別し、母親一人の手にて育てられ、この貧しき中から中學を済ませ、次いで大阪に來り、畫圖勤めを爲しつゝ、夜間關大專門部に入り、高文試験を目がけて勉強し、今は三年生となり、卒業まで今一息といふ所で應召し、そして戰傷で重傷を負ひ、後送せられて病床にある間に、唯一人の親の仆報を受取り、最後の一滴の水きへ手向けることが出来なかつたといふことである。

同君は其病床にある間に「火線を征く」といふ一書を著はした。近頃私は同君より一本を寄贈され、早速に之を讀んで、先づ其文章の巧に感心した。形も整つて居るし、特に魂が這入つて居り、読みかけたら、最後まで読みつけずには居れない。之によりて戰場に於ける我將士の強い心の半面に潜む優しい氣持も判るし、日本軍が何故に戦に強いかの理由

四、先使用権の效力

先使用権の效力は特許法第三十七條の示す如く、其の特許發明に付事業の目的たる發明範圍内に於て特許権者の主張を排除して其の發明を實施し得ることである。

(イ)先使用権の效力は特許権の效力を排除することである。

特許権の效力は物の發明にありては、其の物を製作使用販賣又は擴布するの権利を占有し、方法の發明にありては其の方によりて製作したるものを使用販賣又は擴布するの権利を占有することである。(特許法第三十五條第一項)先使用権者は此の如き特許権の效力を排除して、他人に特許せられたる發明を使用して物を製作使用販賣又は擴布するの権利を有する。

(ロ)事業の目的たる發明範圍に於て特許権の效力を排除すること。

茲に事業の目的とは、其の事業によつて達せんとする目的を言ふのでは無くして、其の事業に必要な範圍を指す意味の目的を言ふ。即ち先使用権者が實施し得る發明の限度は、特許出願の際に於ける先使用権者の事業に必要としたる發明の範囲である。

五、先使用権の移轉及消滅

先使用権は其の實施の事業と共にする場合、又は特許権者の承諾ある場合には之れを移轉することを得る(特許法第五十二條第二項)

事業の移轉とは通常事業に要する権利義務又は事業より生じた権利義務が包括的に移轉せられることにて實現せられる。先使用権が同時に多數の事業に關つて實現せられる。

係ある時には其の中の孰れかの一事業と共に先使用権は移轉せられ其他の事業からは引離されるものである。

先使用権のみの移轉は特許権者の承諾ある時にのみ認められる。既に先使用権のみの移轉を認める以上は特許権者の承諾ある限り先使用権のみの差押へも可能である。

先使用権は特許権の發生に伴つて發生し特許権の消滅に因つて消滅する。唯だ例外として特許権が政府によつて收用せらるゝ場合には、特許権の存在するにも拘らず先使用権は消滅する。(特許收用令——昭和十三年勅令第五十二號、特許法第四十條第二項)其の外先使用権が相続人なき時、及権利者の抛棄によつて消滅することは言ふを俟たない。先使用権者が發明実施の事業を永久的に廢止することは、同時に先使用権の抛棄と認むることを得るのである。

其他先使用権に關しては登録、信託行為との關係、及ロンドン會議に於ける同盟條約の改訂に依る優先權との關係等の諸問題があるが、本稿に於ては之れを省略し、他日の機會に之れを譲ることとする。

一筆者は大正十五年學部出身、神戸市に於て辨理士開業中

も明かに知られる。そして將士の困苦缺乏に堪へて居られる様子も鏡はれて、銃後の國民としては感謝の情を禁じ得ない。今後、戰地に征くべき後進者も此書を讀んで、精神修養の資料とすることが出来、之によりて戰争には勝たなければならぬといふことを以にして最後まで頑張らなければならぬといふことを教へられるのである。

此は實に見事な文藝作品であつて、同時に優れた修養書である。私は學生諸君、校友諸君の一讀を勧める。左に同書に収めた詩の一つ、白衣魂を紹介する。

(1)國のなきに泣きながら

男死場所、戰線に

二度と立てない、俺達が
附けた十字にや、血がにじむ。

(2)足はきかねど、見ぬ眼も

昔變らぬ、大和魂

明日の職場で、咲く花は
人に知れない、意氣がある。

(3)戰友よ母さん
みんな見て呉れ、今日から

強い力で、一人立ち
赤誠一つが、生きる道

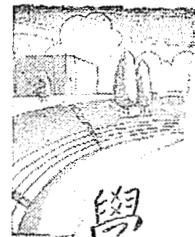
(4)足とへ地球が、あれると
燃えた心の、白衣魂
何んで消えやう、いつの日も
君國に散りたい、この生命。



書家段ニ高級圖書門

入東筋堂御用波瀬市阪大
三七四四五話電

學內報



學內報

軍人援護に關する

勅語奉讀式

昨年十月三日賜はりたる軍人援護に關する勅語奉讀

式は、學部及豫科は千里山豫科講堂に於て十月三日午前八時三十分より、専門部第一部は同日前八時三十分、専門部第二部は同日午後六時より天六學舍講堂に於て夫れ／＼舉行の後、神戸學長並に正井専門部長の訓示があつた。

大學祭豫告

恒例の本學大學祭は本年は十四回目に相當するが、興亞聖戰進行中の本年は、専ら體育競技を中心とした時局に相應しき行事を選んで、来る二十二日（日）千里山學舎に於て開催する豫定である。

忠靈塔除幕式

並に慰靈祭豫告

本學千里山學舎校庭に建設中の忠靈塔は全く工成り植樹、献燈も了したるを以て、其の除幕式並に慰靈祭は十一月一日舉行することになつた。

故竹腰學生主事補慰靈祭

本年二月十八日北支新黃河畔常營集附近の戰鬪に於

て壯烈な戰死を遂げられた本學々生主事補陸軍歩兵少佐竹腰吉治氏の慰靈祭は去る十月五日（木）午後一時

三十分钟より千里山豫科講堂に於て神式により舉行した中央の祭壇には少佐の寫眞を祭り、英姿ながら生

ける如く、神官の奏樂裡に降神の儀ありて獻饌、齊主祝詞奉上、祭主神戸學長祭文を奏上し、ついで教職員總代の弔辭、學生生徒總代の弔辭ありて、祭主、遺族スエノ夫人、學生生徒總代の玉串奉奠ありて午後二時三十分最福裡に終了した。

祭主祭文

時維昭和十四年十月五日神戸正雄清酌庶羞の奠を以て故本學體操科擔任兼學生主事補陸軍歩兵少佐竹腰吉治君の靈に告げて曰く、君は資性溫厚篤質にして剛毅

昭和五年四月一日就任以來生徒の體育に日々精勤し且つ生徒の訓育、學友會の指導等に躬を以て之を率ひ、其實績顯著なるものあり。而して今次の支那事變に方り昭和十二年九月十一日召に應じて敦賀聯隊に入營し軍務に服すること一年次で命を奉じて勇躍征途に上り中隊長として各地に轉戦し、身を忘れて奮闘、偉績を樹て威名赫々たるものありき。然るに本年二月十八日北支河南省新黃河畔常營集附近の戰鬪に於て咫尺を辨ぜざる吹雪と膝を没する泥濘の中にありて砲火彈雨を侵して率先陣頭に立ち泰然自若部下を督勵し身を挺して激戦奮闘中敵彈の爲に壯烈なる戰死を遂げらる。洵に惜みても餘りありと謂はざるべからず。夫れ武士の戰場に臨むや固より生還は期せざる所身命を君國に捧ぐるは其本分を盡す所以にして武門の譽之に過ぐるなし。是蓋し君の本懷たるや必せり。

今や支那の大半我軍の占領に歸し戰果は日に擴大して皇威全支を制し興亞の洪業着々進展しつゝありと雖も其の前途は尙ほ遠なり。加ふるに歐洲にも亦大戦勃發し國際情勢の險惡なる今日より甚だしきはなし。此時に方り君の如き有爲の士を喪ふことは國家の一大損失なりと謂ふべし、然りと雖も君の滅私奉公の至誠は實に武士の龜鑑にして君の戰死は決して徒事にあらず。況や其勳績は千歳の後に輝き英靈は護國の神と仰がる。君以て瞑すべきなり。今日君を追憶し微衷を叙して英靈を祭る。嗚呼哀しい哉、尙くは襲けよ。

校

友

牡丹江支部結成

八月二十日母校河村信一教授の率ゐる豫科の勵勞奉仕隊一行を迎へて牡丹江一流料理屋「紅葉」にて午後六時より歓迎宴を兼ね校友會支部結成式を舉行せり。

集まる有志大正三年岩崎教授と同期であり我等後輩の良き指導者である牡丹江商工會常務理事西雅雄氏を始め昭和九年法文學部法律科出身市公署の鈴木忠八の諸氏との九名、少人數なれども其意氣や衝天、談論正に盡きんとして其盡きる所を知らず、母校を中心として校友、教授、學生等に言及するとき母校を愛する意氣と熱情は何ものとも熔解せずには置かない意氣込んだ。宴酣ならんとするや各自得意の有藝展出に歓興並に上り、拍手、學生歌應援歌の高唱、斯くして學歌齊唱の後散會したのは十時半頃、送る者送られる者互に杜鵑の聲ならざる犬の遠吠を漱しく聞き乍ら別を惜んだ。(九月二十二日)

事務所 牡丹江市七星街七五ノ二 西 雅雄方

支部長 牡丹江商工會常務理事 西 雅雄
幹事 牡丹江市公署 鈴木忠八
同 協和會 牡丹江省本部 池田義民
同 牡丹江商工公會 李 益允
事務所 牡丹江市七星街七五ノ二 西 雅雄方

〔委員會の記〕
八月二十四日は關東州下の防空防護本訓練中のこと

て午後五時半より母校學生勵勞報國隊員の歓迎會を兼ね秀麗會第四十回例會を海務協會食堂に於て開催する。母校の先生並びに學生諸君は二十四日朝無事來連したるも直ちに旅順の戰跡見學に出發したるため本歓迎會には出席出來兼ねる旨を一行に面會し來つた平井君より校友各位に報告して開會す。折角準備した歓迎會も有效に終り得ず殘念であつたが和氣藪々たるものもあり例會に何等變る處なく今度は大連稅關の伊達さんのお席あり一層愉快さを加えた。各自が持寄る話には中々滋味喫すべきものあり。抱腹絶倒的のものもあり。例會に出席してゐると年齢の一つや二つは若くなるねと誰かと言つたが正にその通りで、嘘と思ふ者はドンドシ出席して見ることだ。

學生諸君が午後九時四十分に旅順より歸來するので驛まで迎へに行くため、名残惜しくも九時學歌を高唱して一應閉會し九時四十分驛頭に兩河村先生始め學生諸君と相逢ふてその勞苦を謝す。千數百名の一行は埠頭迄徒步にて大地丸に乘船す。

當日の出席者

高演直 一室山宇太郎 秀島全治 伊達 弘
赤井末政 漢島久義 結城丙太 加來茂彦
萩原 博 辻 菊雄 北條茂義 安達竹七
平井三朗

一〇〇應召壯行會

辻 菊雄君 九月十三日、早朝當地出發一〇〇應召にて出發することになり、尙北修君も教育召集を受けて

るので九月十二日午後六時より連鎖街蓬萊そばに於て兩者の壯行會を開催す。席上兩君の武運長久を祈り心をこめて寄書したる日章旗を贈る。平井君起つて兩君に對し壯行の辭を贈くれば兩君次ぎゞに起つて日本男兒の榮譽之に過ぎるものなく誓つてその責任を果さんと決意の程を述べて謝辭す。次で安達君今や戰場に向ほんとする先輩に對する追憶の情押え切れず、美わしき心情を吐露し、感謝し且つ激励し並居る者さへもほろりとさす。又武笠君も起つて弟らしい心榮えを述べ、男兒須らく猪突を避け大勇に終始せられん事を切望すと、送られる者送る者との心が全く一つに融合した事、他の會合に於ては決して見られないだらう。涙ぐましいまでに力強い頼母しい雰圍氣をお互ひに感じ合つた。兩君の武運長久を衷心からお祈りして學歌を高唱し九時五十分兩君としばしの別を告ぐ。

應召者 迂 菊雄 北條茂義

校友 木村儀八 飯田 昇 高演直一
室山宇太郎 秀島全治 高木嘉一郎
山崎義輝 赤井末政 西本營兒
李鴻年 安達竹七 武笠幹雄
貴村一雄 平井三朗

新 京 支 部

學生勵勞隊を迎へて

八月二十三日、學生勵勞報國隊員として大陸に於ける建設的實踐運動に欣然參加し、北滿の未開拓地に一ヶ月の勵勞奉仕を無事完了せられた。佳木斯方面の河村宣介教授以下五名の學生及び牡丹江方面の河村信一教授以下五名の學生を國都に迎へた。大陸看々が時代

の一流行事に變更し、看々者の態度に、旅行者の意氣込みに多大の反響が要求せられる時、自己の熱と力と汗を大地に打込んで建設の第一歩から大陸の觀察へと繰込んだ快ぶ可き學生物勞報國隊員の中に吾が母校の教授と在校生諸君を見出したことは吾々の心から歡喜に堪えない所である。希くは更に大陸への關心を深められ此の一ヶ月間の尊い珠玉にも等しい體験を生かされ新らしき時代の青年學徒としての道に邁進せられん事を切に希望する。當日は大山建太教授を始め元專門部教官治安部參謀司菊地宗三郎先生及び在京校友一團となりて送迎し參加員諸君と謁々たる心的交流を行つた事は近來の快心事であつた。參加教授及學生は次の通り。

から更ては蒙古事情に付いて、大山教授と藤田謙一君との間に論議の取組が始まり會場でそれが爲に騒然、議長爲に卓を叩き一時閉會を宣告更めて自己紹介より會を再始した程の盛況で實に愉快、和氣藹々裡にお互に得る處多く最後に幹事側より在校生に將來の旅行の注意、よく聞き、よく見而してより多くの収穫を得て歸國される様に結び午後十時閉會、猶同夜在校生諸君は宿を藤田君の宅に御願ひし快々裡に散會。

本學校友

府縣會議員當選者

京都	押谷	楠野	富三氏(大五 事法)
祇賀	大川	泰夫氏(大八 事法)	光三氏(大二事法)
勝平氏(大六 事法)	島村	保德氏(大一五事法)	
兵庫	五十川直市氏(大一 事法)		
	岡田啓治郎氏(大四 事法)		

雁信ごりどり

蘭領西ボル半オ島にて

日本帝國版圖の最北端に位する關大校友會支部として北滿の一角齊々哈爾市に孤々の聲を擧げた當齊々哈爾支部もその後星移り人變り谷村氏志岐氏相次で去り寂寥の感を抱かしむるものがあつたが、又茲に新たに清原、松本氏等を迎へて闊大こゝにありの意氣を高ら

齊々哈爾支部

八月二十三日、學生勸業隊一行を新京驛に見送つた後三々伍々ダイヤ街扇芳グリルに集合、午後七時より第三回八月校友會例會を開催する。先づ七月にノモン

新顔は今日大遠より着いたばかりの學部在校生四名及び大同學院關係の校友、話は新顔の多い續が今夜は話題が引き切りなしに跳出し、在校生よりは母校、通信直吉君から奉天の校友會事情、學生勵行報告隊の話し

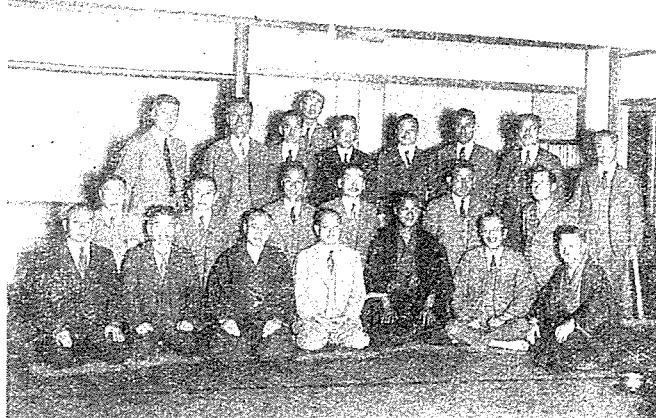
日本帝國版圖の最北端に位する鶴大校友會支部として北滿の一角齊々哈爾市に孤々の榮を擧げた當齊々哈爾支部もその後星移り人變り谷村氏志岐氏相次て去り寂寥の感を抱かしむるものがあつたが、又茲に新たに漸く溝原、松本氏等を迎へて闊太こゝにありの意氣を高らかに調歌してゐる。今度拜泉縣醫務科勤務の村上伊三雄氏の齊々哈爾市へよられたのを機會に當支部では二月十四日午後八時より市内新馬路「天金」に於て九月例會を開催した。何分不意に開催した事とて校友の集りは全部を網羅するに至らなかつたが村上氏を始め森、龍江第二國高學校、美岡、龍江第三國高學校、溝原、金

國家未會有の非常時局に於て母校並に諸先生先輩諸氏の御奮闘を想ひつつはや三ヶ年の月日を此の多事ならんとする表南洋西ボルネオ島の一角に送り申候。南洋は内地の非常時局に引き換へ實に平凡にて目下華僑方面の動靜も大體親目に傾きつゝあり、商取引は勿論舊交を復しつつある現状に有之近き將來に於ては必ずマ日支融和共存共榮の日あるべく大陸支那に關する書籍など讀破致し居候（下署） 三九・八・一四
Adres Nagakang Pontianak West Borneo

融合作社、崎谷（満洲國通信社）村松（警察廳）の六氏の參集あり、席上村上支部長の指名で幹事の新任補充を行ひ、會計幹事に清原、庶務幹事に崎谷兩氏を指名、次で酒宴に入り、村上警務官の警備の苦心等を中心には話を唉せ、校友同志はもつと團結して關大勢力の扶植に努力すべきであると結論し、校歌齊唱、和氣蔼々裡に同十時半散會した。

六念會

大正六年出身校友より成る六念會にては、會員北浦



六念會の集会

圭太郎君が過般衆議院議員に、弓庭元一君が池田市會議員に、橋本民三郎君が大阪府會議員に、荒賀勝平君が京都府會議員に當選された祝賀と、會員辯護士本田武藏君が松江地方兼區裁判所判事に任官するによりその送別會を兼ね本會例會を十月七日（土）午後五時半より阿彌陀池「二葉」に於て開催した。集まるもの主客合せて二十三名、幹事大月伸君より祝辭やら送別の辭をのべ、それに対し夫れ夫れ謝辞あり、學窓を出でゝ二十餘年、長谷川君や北浦君の如きは已に孫たちに慕はれてゐる年輩であるが、今宵こそはかつての學生時代の昔に還つて歡謡の氣場に満ち、頗る愉快な會合であった。

當日の出席者

長谷川天地 橋本民三郎 本田 武藏 小野村鳳教
大月 伸 桂 忠雄 嵐田長次郎 谷田俊二郎
竹西 宗助 長澤 盛一 内海松太郎 野口政治郎
豊賀 宣 山根 廉義 松崎 友一 斎井 政治
秋山 治士 北浦圭太郎 宮崎 秀夫 備前仙五郎
柏原 好郎 馬場 弘道 丹羽宇三郎

消息

本田 武藏君（五六 東法）辯護士開業中のところ、今般松江地方裁判所兼區裁判所判事に任せられた北岡 醇平君（大二〇 東商）満洲國間島自動車會社取締役支配人たりし處同社は満鐵に合併されたるに人轉勤す
木村 宗松君（五六 東法）警部、奈良縣警察部情報課より御所監察署長に轉任
今川 太夫君（昭五 大法）太鑄百貨店勤務
稻村 金穂君（昭五 大法）日本針金紡織工事組合を辭す

圭太郎君が過般衆議院議員に、弓庭元一君が池田市會議員に、橋本民三郎君が大阪府會議員に、荒賀勝平君が京都府會議員に當選された祝賀と、會員辯護士本田武藏君が松江地方兼區裁判所判事に任官するによりその送別會を兼ね本會例會を十月七日（土）午後五時半より阿彌陀池「二葉」に於て開催した。集まるもの主客合せて二十三名、幹事大月伸君より祝辭やら送別の辭をのべ、それに対し夫れ夫れ謝辞あり、學窓を出でゝ二十餘年、長谷川君や北浦君の如きは已に孫たちに慕はれてゐる年輩であるが、今宵こそはかつての學生時代の昔に還つて歡謡の氣場に満ち、頗る愉快な會合であった。

から御安心下さい。

濟南にて（昭一〇大法）小林 正義

（前略）毎度學報にて母校の發展ぶりを拜見し遠く大陸より御喜び申上げます。唯殘念のはいつまでも卒業生諸君の海外希望者少く、たまたまあつても其は内地に適當な職なく止むなくあてもなく大陸に行けばどうにかなると云ふ極めて漠然たる連中に過ぎません。大陸は最も優秀なる青年を求めて居ります。唯單に此の皇軍の血汐もてあがなひ得た支那大陸を個人主義的な就職の對象とのみ考へられ度くありません。支那事變の意義を正しく把握し、聖戰後の經濟開發に皇道精神もて挺身しようと云ふ意氣の青年あらば大いに歓迎します。中畠一幣公司は開發會社の子會社にして目下山東省の電力統制を任務として努力してゐます。良き時代に良き職場に働き得る事をよなき嘉びと信じ、母校の名譽をけがさざる様奮闘致します（後略）
九月十一日一岩崎教授宛來信、小林君は北支濟南の齊魯電業股份有限公司庶務係長として活躍されてゐる。

（昭十二年一月）長谷川勝也

母校の皆様には御健勝の御事と存じます。現在小生等は中支江北の要衝〇〇にて警備の討伐にまた宣撫工作に多忙な日を送つて居ります。敵の九月攻勢も戦意なく至極消極的であつけなく終つてしまひました。御蔭様で入隊以來病氣一つせず何日も元氣でやつて居ります。それから毎月學報を拜見致す度に學生時代を懐かしく想ひ出されます。昨日は又第百七十二號入手しました。大陸も早秋が訪れ夜間などは寒くなつてきました。今後共一層努力致しまして皆様の御期待に背かない様力める覺悟であります。

勝又 愛意君（昭五 大法）大阪市役所港湾部を辞し、

昭和製鋼所に轉勤

山下 三郎君（昭五 大法）大阪商船會社大阪本店より

神戸支店に轉勤

眞砂 賴君（昭五 大法）大阪日日新聞社を辭し、上

海に赴く

藤井 長君（昭五 大法）應召出征中の處、此の程歸

還され、綿糸布輸出調整組合に勤む

寺下 勇君（昭五 大法）北濱與田商店に轉勤

織田 定治君（昭五 大法）北濱呑木商店に勤む

行俊謙太郎君（昭五 大法）東淀川區南方郵便局長とな

る

柴山 大亮君（昭五 大法）阪和電鐵を辭し、大阪重工

業株式會社に轉勤

平井 梅一君（昭五 大法）神國海上火災保險會社勤務

平池 勝君（昭五 大法）應召出征中の處此の程凱旋

せらる、住所泉北郡神石村霞丘

鈴木 淑一君（昭五 大經）三菱銀行大阪支店より神戸

支店に轉勤

岸田 長雄君（昭五 大法）足立と改姓、朝鮮忠清南道

漢城郡洪北面、順安砂金株式會社に勤務

牧 光雄君（昭八專二法）北海道室蘭郵便局長に轉任

近藤 盛雄君（昭九專二經）敷田機械製作所を辭し、保

工業株式會社大阪出張所（產業ビル三階）主任とな

る

笛山 芳一君（昭一大法）北河内郡守口町土居七二六

ノ三に移轉、勤務先は發動機製造會社

關根榮一郎君（昭十一專一法）去る八月二十五日北満ノ

モハンにて名譽の戰死を遂げらる、遺族は栃木縣

足利郡山前村大前（父）關根莊橘氏

永幡 泰男君（昭十二專二商）ビーチュミツツ工業事務

所を辭し東京鋼業株式會社大阪營業所長となる、

事務所は西區北堀江上通一ノ二三（電新町四七三

九）

三浦 虎雄君（昭十二專一商）南部銀行丹波市支店朝和

出張所預金主任を辭し、尼崎市西長洲字江端二三

ノ一、株式會社大阪工機製作所工務課に勤務

實成 清君（昭十三專一大法）堺市庶務課を辭し、大阪

府學務部職業課奉職、旭區新森小路北一ノ一三六

に轉居

堀江 哲雄君（昭十三專一經）沼尾と改姓、住所は北河

内郡九個庄村大利六一〇

内田 修君（昭十四專一大法）辨理士、理學士、在學中

に出願した懸念其の他の發明考案につき特許權並

に實用新案權十件を獲得した、住所は市外省線吹

田驛前

上田 繁一君（昭十四專二法）東京市杉並區天沼町一ノ

六五に轉居

昭和十五年度司法官試験採用の詮衡は左の通り發表せられた、志願者は本月三十一日迄に出席書類を司法大臣官房人事課に提出すればよい。

一、出願資格

一、高等試験司法科試験合格者

二、本年司法科口述試験受験者

二、詮衡期日

考査 昭和十四年十一月六日より開始

身體検査 昭和十四年十一月七日より開始

三、採用時期

考査及身體検査に合格したる者に對しては豫め採用内定通知を發し、昭和十五年四月初旬に於て採用す

四、出願書類

司法官試験採用願（別紙書式）

履歴書（同）

學校の證明ある學業成績（各科目別）

但し在學中の者は試験終了の科目（尙明年三月卒業見込の者は卒業試験終了後直に其の成績を提出すること）

五、採用豫定人員

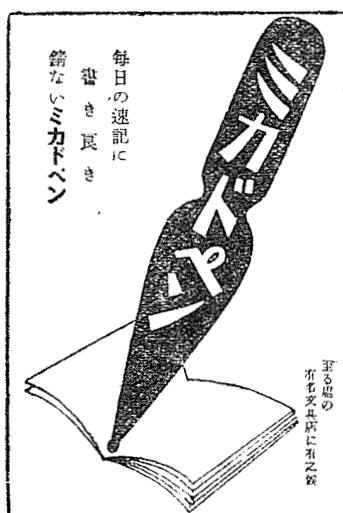
百五十名（委任待遇）

備考

司法科試験合格者にして出願を爲す者の書式は司法大臣官房人事課に於て交付す

本年口述試験受験者にして出願を爲す者の書式は口述試験場に於て交付す

○頒書書式等は千里山學部學生課に照會すれば判る



毎日の速記に

書き良き
嬉しいミカドペン

學 生 稱 報

經 友 會

原稿募集 中川教授御指導の下に多年の

懸案たりし機關誌「經濟民」創刊號を

紙制限下にある今日内容外觀共に有意義

なるものを發行する爲目下銳意準備中で

ある。この機關誌に掲載すべき論題を夏

季休暇前に發表し現在續々集りつゝある

も未提出者は十月三十一日迄に各クラス

委員又は經三、石川昇宛力作を提出せら

れたい。

尙恒例の研究發表會も異色ある講演會

として十一月上旬盛大に開催の豫定であ

る。

千里山新聞部

關西學生聯盟總會

去る七日關西學生新聞聯盟は本年度當

番校專門部二部新聞部主催の下に天六「

光」にて各大學新聞部代表委員參加し開

會したが、聖戰下第三秋をを迎へ愈々大

陸認識の必要が切實な問題となつてゐる

時時宣を得たものと云ふべくその効果期

待する所大なるものがある、尙この成果

は千里山學會發行の「關西大學新聞」第

八十九號（九月號）參照。

二年）の兩君が出席會則の改定、學生

ヤーナリズムの傾向、對策等に就いて種

々懇談するところがあつた。

勤勞報國際座談會

基督教青年會（千里山）

第一學期を迎へ我々基督者はその信仰

の收穫をなさんと意氣込んで居ります。

前回報告後的事項を御報告致します。

夏休中に我青年會は二つの喜ぶべき事

柄を與へられました。

其一は先輩石原小四郎兄（昭十二大法）

商業研究會

機關誌發行

支那事變記念日たる七月七日を期して

商業研究「第六號」を刊行せり。

近江青柳村に於けるヤヤンプ生活

この夏季休假を利用して、會員相互の親睦と心身鍛錬の目的を以つて七月十四日より十七日迄四日間琵琶湖畔の青柳にヤヤンプ生活を行ふ。參加者十七名

懸賞論文募集

左の要項にて論文を募集するに付、多數應募されん事を切望す。

「イ」論題は商業經濟に關するもの
（ロ）一人一編の事
（ハ）四百字詰、二十枚以内の事

（ニ）締切一月末日限り

（ホ）論文は一切返却せず

（ヘ）入選論文には記念メダル進呈、

商業研究「第七號」に掲載す。

商業專門研究會

事變は既に東亞新秩序建設の段階へと飛躍し、着々其の實を擧げてゐる折柄、

わが商業專門研究會はよく時局認識と其の重大性に鑑み、商業科學徒として建學文毎日の研究が行はれる。

尙本月三日より毎週火曜日特別講座として指導教授西村勝太郎先生により、英語を與へられました。

荷ふ青年學徒の形成になる勤勞奉國隊夏

丸谷喜市先生

近年「大學の再檢討」と云つた事が物

識を醸すと共に學生の無氣力と云ふ様な

事が叫ばれてゐる時、この將來の世代を

正井會長先生

第二學期を迎へ我々基督者はその信仰

の收穫をなさんと意氣込んで居ります。

前回報告後的事項を御報告致します。

夏休中に我青年會は二つの喜ぶべき事

柄を與へられました。

其一は先輩石原小四郎兄（昭十二大法）

安友組、宮崎菅野組がそれぞれ敗退してゐるから此試合を續行しても恐らく學生軍の勝利となつてゐた事は疑ひを入れないであらう。

日満交戦軟式庭球

(八月二十六日芝離宮恩賜庭園コートに於て)

○(李) 曹	六一五	(金) 本間	×
×(張) 尹	二一四	(李) 厳	○
×(天野) 天野	三一五	(李) 厳	○

第三次戦 第四次戦

我國としては弓矢の國際庭球試合である。定刻より此の歴史の一戦を見んものと詰かけた觀衆は一千名を數へ前九時壯嚴な入場式を舉行、十時吾庭界に一大エボックを劃すべき國際試合の幕は切つて落された。我國學生庭球の最高峰と盟邦滿洲國の俊銳との一戦は隨所に白熱的好ゲームを演出し斯道の發達に貢献するところが多かつた。

全日本學生軍 満洲國軍

×(山木) 鎌藤	○一四	(本間) 金	○
○(李) 曹	四一	(金) 金	○
○(尹) 張	四一二	(江崎) 向井	×
○(小島) 天野	四一	(稻田) 三宅	×
○(岩佐) 趙	四一	(堀内) 堀内	×
○(安井) 矢作	五一三	(正田) 正田	×
○(吳) 厲	一四	(李) 李	○

(八月二十六日芝離宮恩賜庭園コートに於て)

九月廿四日	一回戦 (天中コート)
九月廿四日	(八月二十七日日比谷公園コートに於て)
九月廿四日	全日本一般男子軟式庭球選手権大會

全日本學生及滿洲國より各々九組各府縣より選抜された三十三組の争覇は日比谷公園センターコートに於て舉行途中驟雨に見舞はれたが熱戦に次ぐ熱戦も以て遠來の滿洲國嚴李組を制翻し初めて榮冠

は海を渡る事となつた。

關大74 (3836) 1212 24 大丸俱

第一回戦

小島(關大)	二一四	山村(瀬愛)
天野(和歌商)	四一〇	藤岡(野)

第二回戦

小島(關大)	二一四	山村(瀬愛)
天野(和歌商)	四一〇	藤岡(野)

◆優勝旗燐然たり!

卓球部 (二部)

本年度全大阪卓球チーム大會第一部國際球館に於て

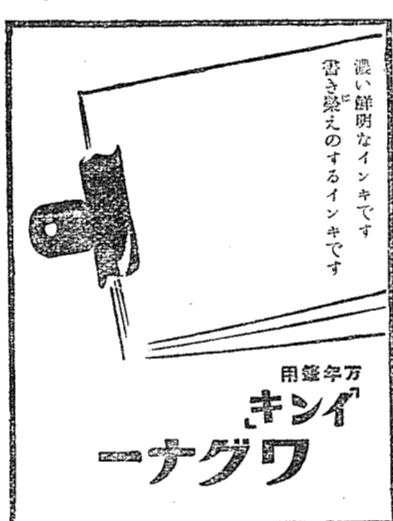
優勝戦

本學3—2 大阪外語

先般春季七大學籠球リーグ戦に於て六勝一敗遂に京大に破れたものの第二位を獲得せる籠球部は今回明治神宮大會大阪豫選に左記のスコアにて快勝愈々府代阪した。

籠球部

河野	2	0	吉岡	2	2	大儀	2	2	若松	2	1	杉浦	1	17	10	21	21	16	楠	2
2121	8	10	2121	2121	1317	0	2121	1971	0	2121	2121	1971	0	2121	2121	16	21	11	21	16
0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



學生を語る

監督博士 江里口春志

凡て「批評」「論說」と云ふものは其の爲すものの主觀が働くものである。随つて私の批評は自分の環境に限局されたり、又論する處が自分の現況によりて爲されたりする事は致し方のないことで一面の觀察と見て戴き度い。現代學生、生徒に對する一般評は概して芳ばしい結論に達してはいないやうに思はれる。近時非常時局下に於て一般の覺醒と共にいろいろのものを再吟味再検討される時に學生、生徒と云ふ次代の責任者への關心が拂はれるのは自然の勢で至極尤なことであつた。之を「不心得」扱にして彼等のみに制裁を加へるのは元々「これ教へるべき」立場にあるもので、當局が之を「善良に教育」して行くべき性質のものではある。之を「不心得」扱にして彼等と云ふものは致し方のない事である。夫れよりも「何が彼等をして、斯くならしめたか」を詮議して夫れへの對策を講ずるのが先決問題又根本療憲はざるものがあるのである。授業時間に相當する日中時に喫茶店に入るは其の現實の行爲から見れば正しく時局をわきまへぬ無自覺な不良の行爲である。然も其の時間は「休講」で教室で授業を受け得ず止むなく教室外に出でざるを得ない時であつたとしたらどうであらう「休講」の時は圖書館或は其他の學習機關に就いて學生、生徒の本分を盡すのは彼等の義務であり、彼等も全然之を忘失して居るのではないが、之に代るべき是等機

關が不完全であつて彼等が求めても之を利用し得ない時は「どうすれば善いのか」判らない。差し當り適當に是を指導するものが無い時は致し方なく外出せざるを得なくなる。若しそかる事が度重ねば又「習ひ性」となるのではないか。現實の「不良」「惡」も其の因りて起りし根源を遡る時に「絶體絶命」の絶對境の存することを考へて實はなくてはならぬのである。學生、生徒は正しく教へらるべきもので云はば天下の未成品である。白紙である。書き手によりては或は反古にもなり得るものである。彼等を左右するのは彼等の廣き意味の「教育責任者」である。學生、生徒は之を廣く云へば國家、社會、狭く云へば彼等の所屬する學園彼等を指導、教養する教師、而して彼等の家庭、環境の反映である。若し彼等に本質的に難する點があれば先づ是等の教養責任因子に就いて考慮が拂はれなくてはならぬ。彼等は飽くまで卒業前は之から作られ行くもので既に出來上つた完全人ではない。この未完全者に對しての全般的責任負荷は無理非法であると云ひ度い。學生は「時代の子」である。言葉を換へて云へば時代が學生を善くも悪くもするものである。而して現代學生を眺むる時は正しく時代の影響と云ふ感じを沁々と思はせるものがある。現代學生に對する忌憚ない私の感じを述べて見れば偏頗でなく大體整つて居るが何だか迫力の弱いやうな氣がする。其の輪廓線は纖弱で色彩は何となく淡ひと云ふ感を抱かせる。氣概が乏しいやうな所謂「近代的」な印象を與へる。之も全く無理からぬ自然の理法と思はれる、と云ふのは現在學生、生徒と云はれるものは大體に於て大正後期から昭和年間に教育を受けたものである。當時に於ては

文部省日本諸學振興委員會

第一回法學會

文部省教學局内にある日本諸學振興委員會第一回法學會並に公開講演會は来る十一月九日より十一月迄の三日間東京に於て開催される。今ここにその研究發表者並に題目を掲げる。

憲法

國體の本義に就いて

國大教授法博 山崎又次郎

國體・憲法・法學

研修所員 民精神文化 半上 学慶

日本精神と學問の方法

早大教授法博 中野登美雄

最近日本憲法學の二つの課題

京大教授 黒田 覚

政治學

中央大教授 川原次吉郎

日本政治學の基礎理念

國民精神文化 藤澤 親雄

日本政治の性格

研修所員 中野登美雄

政 治 史

京大教授 池田 繁

民族精神と我憲政の成立

京大教授 杉村章三郎

奎章閣・外部文書よりみたる

東大教授 岩平 武彦

日露戰爭の發端

京大教授 岩平 武彦

行政 政 法

東大教授 杉村章三郎

行政法理論に於ける全體と個人
國家の基礎組織たる市町村と

東大教授 宇賀田順三

その機能

九大教授 九鬼正義

國際法

國際法學の再吟味

同大教授 河原 政勝

國內の文物も整備し別して物質的歐化文明の云はば爛熟した時期である。従つて自からを勞すること懶くして安易に用を達し得られる。所謂努力、苦勞少くして生活、勉學し得た時代の人達である。従つて文化程度の低くして努力を絶対必要とした苦勞の多かつた幕末や明治時代に教育を受けた彼等の親達とは異なつたものが出來上つたのも亦當然である。不便の多き環境で刻苦勉勵しなければならなかつた昔の人は偏頗な處があつても何處かに「強い」感を抱かしめるものがある。其の時代の人が又最も多く又痛烈に「現代學生」を批難するのも亦無理からぬ事である。凡てが「時代」であると云はざるを得ない。近代文化の多種・多彩となるにつけ所謂「自由思想」が搔頭し益々勃興して來た、鋭敏な被刺戟性に富んだ青年學生、生徒への影響化は又蓋し甚大のものがあつたに違ひない。明治以來文明開化の騒音と共に歐米物質文明が跋々手と進むことによりての最大幸福であつた。河濱は岐源を整へて物語を演ずるの非常時が變來した。翕然として上下全般の覺醒が餘儀なく喚起された。之れ正しく緊急日本に於ては指導人の責任が果されて居ないと云はざるにも廢頗された師道の理も復活され「社會正義への道」も開かれるのであらう。人を咎めしめす世を怨めしずして之が思想を尊導傳化して社會公平を計つてやられて居ないと云はざる錢は灼き中に鍛へると云はれて居る。敢へて世の先覺、具眼の士に問ふ。

方々が輕視された。文教の宗家たるべき「文部省」の如きも政府に於て第二次的のものとされ、文部大臣の如きは以前は往々供食大臣として存在した時期もあつた隨つて物質文明萬能として「知識」が重ぜられ「教育」が二次的のものとなつた。物質文明の進歩は所詮「知識の獲得」を餘儀なくするものであり、隨つてより簡単に知識を獲得せんとする傾向が出來た。此の事は當時の世相、殊に出版界趨勢を見れば判ることである。

一方教師の「知識授與」を主とした「文明的」な切實講義となり、「寺小屋式」な訓練的氣分がなくなつた。

「知的訓練」をなすべき教育は其の教科書の「虎の巻(丁寧、親切なる便利な安易解釋書)」「プリント」「講義の速記」によりて其の在來の面目を換へて來た。苦勞をして訓練をなすことが不必要となつて來た。知識の獲得は斯くの如くにして益々安易、便利になると共に所謂眞鍛錬が其の影を薄くして來た。斯くの如き學習によるものは知識は安易、便利に得られ偏頗ならず清むが苦勞の味を知らない。隨つて自然弱氣と迫力を缺くに至つたのであると論じても大過はなからう而して「試験地獄」の入學難は小學より中學、中學より高等學校、専門學校、大學へと教育が高等へと進むに隨つて知識獲得と要領會得へと推進せしめられ「試験の爲めの學校教育」と云ふ風になつた。今や帝國の輿養を演ずるの非常時が變來した。翕然として上下全般の覺醒が餘儀なく喚起された。之れ正しく緊急日本に於ては指導人の責任が果されて居ないと云はざるにも廢頗された師道の理も復活され「社會正義への道」も開かれるのであらう。人を咎めしめす世を怨めしずして之が思想を尊導傳化して社會公平を計つてやられて居ないと云はざる錢は灼き中に鍛へると云はれて居る。敢へて世の先覺、具眼の士に問ふ。

民 法
共同體理念に基く財產法
民法に於ける母の地位
商 法

京大教授法博 石田文次郎
同教授 木村 健助

我商工業組合の
法的特性に就いて
民事訴訟法

高橋高商教授 高田 源清
慶大教授 宮崎 遼夫

民事訴訟及調停の進路
刑 事 法

東大教授法博 小野清一郎
豊北教授 安平 政吉

民 刑 法
日本刑法の基本觀念

東大教授法博 牧 錠二
東北大教授 高柳 真三

犯罪本質理論の構成
我國固有法と権利義務

法政大教授 細川 龜市
法政大教授 高柳 賢三

外國法研究の意義
制度理論と日本法の精神

東京商大教授 高柳 賢三
東北大教授 米谷 隆三

日本固有法の基礎
法及び法學とその教育

法政大教授 鹿瀬 嘉雄
法政大教授 大串兎代夫

外國法研究の意義
制度理論と日本法の精神
日本固有法の基礎
法及び法學とその教育
國家權威について
其 他

東大教授 高柳 賢三
東京商大教授 高柳 賢三
東北大教授 鹿瀬 嘉雄
法政大教授 大串兎代夫
國民精神文化研究所員 有馬忠三郎

未 定

司法省保育課長法博 森山武市郎
辯護士より觀たる司法改革 辯護士法博 有馬忠三郎

日本公共企業法學の可能と
必要に就いて

神南大教授 北村 五良

校友會費拂込者氏名（其の八）

昭和十四、五年度會費

田村芳太郎

昭和十四年度會費（三圓）

岡島 錠藏
津原 武
藤城 勤
瀧川 俊朗
江原 睦治
古屋 美貞
高橋 盛孝
中川府太郎
山本 明文
近藤 英吉
村本 福松
末川 博
安川 安太郎
山田 正三
田中保太郎
青木 純一
梅垣 貞一
吉竹 利雄
日比野 忠雄
引野 秀春
坂本 淳夫
佐々木 慎一
山本 清藏
安井 章吾
中尾 謙吉
小泉 幸治
井上 文夫
神屋敷民藏
大坪 竹田
川崎榮太郎
谷口 吉彦
土井 利彦
牧 健二
渡邊宗太郎
木村 健助
池田 荘
森川 勝彦
佐々木 慎一
山口 黒田
尾原 西井
木村 稔橋
井上 仁
正利 克己
直夫 正二
信雄 信雄
櫻本 上道
福島 福島
田村芳太郎
昭和十四年十月
（以下次號）

編輯餘錄

▽時まさに秋、天清く氣澄みまことに讀書の好期で、
勤學研究の道場たる學園は頗り多く收穫を期待すべ
きであらう。

質」山田教授「J. M. Barrie 舉書」安川助教授「蘆
庵と景樹」その他、法律政治篇は、吉田教授「天皇
現御神思想の瞻仰」柳瀬教授「國內法に於ける公序」
其他數篇である。

▽本年の大學祭は今月二十二日開催される。一昨年は
支那事變勃發により中止、昨年は阪神地方水災害に
より自簡、本年も聖戰遂行により嚴肅なる式典と
體位向上を目指す運動競技に局限したのは學生の時
局認識の深さを物語る。

▽研究論集第九號は目下印刷所に廻してゐる。十月早
々には經濟商業篇、中頃に文學哲學篇、法律政治篇
が續刊される。

▽各篇の論文を掲記してみると、經濟商業篇は、神戸
中谷 定治
伊藤 常信
神宅賀壽惠
田邊信太郎
石田文次郎
武内 省三
於ける本邦移民について」加藤教授「衛星都市商店
街の構成と動向」赤羽教授「ブルノ・ヒルデブラン
ト」、文學哲學篇は片岡教授「英文學の哲學的構造」
河村信教授「方陣論」八島教授「THAT」の指示的性

學長「地方稅制の考察」森川教授「利子と貨幣的要
因」正井教授「國民所得の統制」佐伯助教授「明治
初年に於ける取引所制度概要」河村宜教授「布疋に
於ける本邦移民について」加藤教授「衛星都市商店
街の構成と動向」赤羽教授「ブルノ・ヒルデブラン
ト」、文學哲學篇は片岡教授「英文學の哲學的構造」
河村信教授「方陣論」八島教授「THAT」の指示的性

▽學學一心の忠靈塔もいよいよ竣工、十一月一日には
その除幕式並に慰靈祭が執行される。わが學園の殉
國の英靈七十三柱を奉祀し、朝に夕に偉勳を偲ぶ。
▽校友會も昨年より八支部結成し、着々發展の途を辿
りつゝある。又支部の二三は毎月例會を催し、目覺
ましい活動をつゝけてゐる。幹事諸君の勞を多とす
る次第。

校友總會御通知

拜啓秋氣爽涼の候益御清祥奉賀候

陳者昭和十四年度校友總會は來る十一月五日

（日）午後五時より大阪中之島中央公會堂三階

ホールに於て開催可仕候間御出席被成下度此

段御通知申上候 敬具

尙總會終了後京大名譽教授末廣重雄博士の國際情
勢に關する時局講演有之旨に候

神戸正雄

校友會員各位

關西大學校友會長 神戶正雄

大正十一年七月十五日創刊
昭和十四年十月十五日發行

好評
機工部喜一著
業組合論
定價六圓
送料三十錢

最新华業の組合論

著者序文より一日支事變を契機とした戰時經濟の招來以後、吾々は幾多の新しい經濟問題に遭遇してゐる。組合制度もその一つであるが、實に組合制度は今日わが國民經濟機構の権輿たらしめられてゐるのである。こゝに於いて、吾々は組合運動の本質を知らないでは、今日のわが國民經濟を談する資格をもたない。組合運動の理解に當つて困難がある。蓋し組合制度は二つでなく、多數に上つてゐる。しかも現行多數の組合制度は戰時經濟機構として新に創設されたのでなく、殆ど大半が既存し、今日重用乃至轉用されたのである。それだけに、それぞれがもつ過去及び傳統を知らねばならない。

著者は昭和十一年の秋『工業組合論』を上梓したが、この前後から他にも數種の組合研究書乃至組合解説書が刊行された。ただ遺憾なことに、各種の組合制度を關聯的に取扱つた書物は一冊も見出せないのである。著者が再び組合論のため筆をとつた所以は、この缺陷を補ふにあつた。本書は、明治以來での最古の組合制度である準則組合から、今日の組合運動の花形である工業組合・貿易組合及び商業組合まで、産業關係の各種組合制度を關聯的に考察した。もとより、この考察に當り、自由經濟・統制經濟乃至戰時經濟に於ける社會的重要性の變遷を指摘する用意を怠らなかつた。最後に、本文校正中に工業組合制度の改正があつた爲、できるだけ本文の訂補に力を、なほ附章を追加してその完璧を期することにした。



四六判 二二七頁
定價・壹圓
送料・拾錢

一十ノ一町錦區田神市京東
番二一八三七京東替振

堂文甲

通中柄長區川淀東市阪大
番○二五二六阪大替振

關西大學教授 機工部喜一著

辯護士 西本寛一著

新會社法論

菊判上製 六圓五拾錢
八百餘頁 送料 廿貳錢

× × ×

大阪商工會議所
大學生士 清水兼男著

工業組合法

菊判上製 定價 參圓
三六〇頁 送料 拾四錢

◆改正工業組合法

八月一日より實施せらる

一本書は改正法を含む最新の體系的解説書である

戦争は兵書にない戦法を生む。それは現實死闘の場面に直面してゐるが爲である。實際家の書物には何かそこに云ひ知れぬ迫眞力がある。それは現實の問題にぶつかつて書かれたものであるが爲である。著者は十數年來會社法専門の辯護士として、あらゆる實戰に臨んだ自己の経験を基礎として本書を成された。そこには必ずや現實に則した實證的の深い學理がなくてはならない。而も本文九ボイントベタ組七八〇頁、その量に於ても正に既刊類書の尤である。敢へて推奨する。

一本書は改正法を含む最新の體系的解説書である。戦時經濟體制下に於ける統制經濟の遂行に當り工業組合の使命はます／＼重きを加へる。中小工業の生產力擴充・時局產業轉換への積極的活動、物資統制に於ける國家的機關としての活動には目覺しきものがある。これに伴つて工業組合の數も三千五百を超え、その生産年額九十億に亘るとするの勢である。しかも今や事變は長期建設への段階に入つて統制經濟のいよいよ強化せられるに及び、工業組合の重要性が層一層加へられることは疑ひ難い。かくの如き工業組合の使命の重大性に伴ひ、今年工業組合法の改正が行はれ、その統制的機能の強化と新に工業小組合の制度が設けられるにいたつた。今や右改正法が八月一日より實施せられるに當り、最新の工業組合法全般に涉る詳細な解説書を行して世に送る。組合關係者は勿論、苟も現時の戰時統制經濟に關心をもたれる人士の必讀を薦める次第である。

道新田梅北阪大院番番番

院書同大

前學大央中臺河駿京東
番八三二一八京東振替電
番八ニニニ田神話電